

青 市 道 維 第 63 号

令 和 8 年 5 月 13 日

青 森 県 知 事 殿

青 森 市 長 西 秀 記

(公印省略)

令 和 7 年 度 雪 対 策 に 関 す る 検 証 の 再 質 問 に つ い て (回 答)

令 和 8 年 4 月 30 日 に 提 出 し ま し た 検 証 項 目 の 回 答 に 対 す る 再 質 問 に つ き ま し て、  
別 添 の と お り 回 答 い た し ま す。

○全体的な質問

(1) 市の回答は市議会の理解を得たものであるか教えてください。

(市の見解)

4月30日に提出しました回答は、これまでの市議会における一般質問や予算特別委員会、雪対策特別委員会、全員協議会等において説明してきた内容や答弁を踏まえ、本市として整理した見解です。

○全体的な質問

(2) 青森市の除排雪（作業指示→稼働場所、稼働時間→パトロール→修正指示等）の一連の流れを客観的に確認出来るデータまたは根拠の有無について教えてください。

(市の見解)

本市の除排雪については、青森市除排雪総合管理システムで管理しており、作業確認は、受託事業者から提出される作業日報、タコメーターチャート紙、職員による現地パトロール等により、道路状況や履行状況の確認を行い、そのデータはシステムの中に保管しています。

なお、一般的な除排雪業務のフローは下記のとおりです。



○全体的な質問

(3) 客観的に確認出来るデータまたは根拠が無い場合、その旨も回答して欲しい。

(市の見解)

上記、(2) 回答のとおりです。

1 工区の9割が「良」「可」は市民の生活実感と大きく乖離

(1) 市の除雪の出動基準は「15センチ以上の降雪」となっている。昨冬において15センチ以上の降雪が確認された日は16日間もある。11月から3月までの5ヶ月間で6～7回しか出動していないのは明らかに少なすぎるのではないか、ここが生活実感と大きくかけ離れている部分だと思うが、それでも「認識の差」ということで良いか教えてください。

(市の見解)

除雪作業は、気象情報等による降・積雪等の情報収集及び分析を行い、降・積雪状況、雪質、道路状況等を勘案しながら、幹線道路においては降雪が概ね10cm以上、その他の路線及び工区は概ね15cm以上で、かつ、交通の確保が困難と認められる場合に作業を実施することとしており、これに基づき、適切に出動指令を発出しております。

全面委託工区において、県からご指摘のあった11月から3月までの5ヶ月間で出動した6～7回とは、市が事業者に対して新規で指令を発出した回数であり、市は作業を一巡するまで連続的に指令を発出しており、事業者においても継続して作業を行っていました。(4/10 全員協議会資料5-2 参照)

今冬は、1月中旬までは市からの出動指令に対し、概ね1日から5日で作業が一巡していたものの、1月下旬以降は作業を行った後も連日降雪が続く記録的な豪雪災害となり、除排雪作業が追い付かず、作業を一巡するまで相当の日数を要しており、道路交通に大きな影響が生じたものと認識しています。

1 工区の9割が「良」「可」は市民の生活実感と大きく乖離

(2) 出動指令は確かに出していたのかもしれないが、工区によっては数週間も着手できなかったことが事実である。このことは「全工区に同時着手できる資機材力を有していなかった」という理解で良いか教えてください。

(市の見解)

今冬は、1月中旬までの降雪に対しては、市からの出動指令に基づき、全工区で概ね1日から5日間で作業が一巡しており、除排雪作業は対応できていたことから、通常時の降雪に対応できる機力は有しているとの認識です。

しかしながら、1月20日から2月3日までの15日間において、平年値の約3倍となる261センチメートルの降雪を記録するなど、極めて短期間に降雪が集中した豪雪災害となり、その中

で、国・県・市が同時期に排雪作業を実施したことなどにより、全体としてダンプトラックやオペレーターの需給が逼迫した状況にあり、道路交通への影響を最小限とする観点から、幹線道路やバス路線、排雪ルート等を優先しながら、各事業者において機力を集中投入し、順次作業を進めました。

本市としては、今冬の各事業者の対応状況等を踏まえ、機力・人員体制を含めた作業体制の検証や見直しを進めることとしています。

2 完了まで長期間要していることが契約を正しく履行していると言えるのか

(1) バスは毎日運行するものであるが、「作業をいつまでに終わるのかを指示していない、把握していない」ということであるなら、「バス運行をいつ再開できるか分からない」という状況が続いていたという理解で良いか教えてください。

(市の見解)

今般、作業完了までに長期間要した道路は、全面委託工区内の生活道路であり、バス路線ではありません。

バス路線については、生活道路以外の幹線・補助幹線道路であり、交通事業者と情報共有を図りながら、除排雪作業を進めています。

2 完了まで長期間要していることが契約を正しく履行していると言えるのか

(2) 県からは市へ延べ500台以上のダンプトラックを支援した。青森市からの要請には全て応えたはずだが、ダンプトラック不足とは具体的にいつの期間のことか教えてください。

(市の見解)

応援ダンプについては、2月2日から2月18日にかけて、10tダンプが473台、4tダンプが68台の計541台(1日平均31.8台)をご支援いただきました。

ダンプトラックが不足した時期については、短期集中による豪雪への対応が必要となり、国道や県道の排雪作業と重なった1月下旬から2月上旬頃と認識しており、当初、市が要請した台数は確保されず、2月2日から2月7日までの6日間のダンプトラックは114台(1日平均19台)でした。

令和7年度 ダンプトラック支援実績(青森市)

(単位:台)

	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	合計
10t	2	0	9	25	40	31	34	37	37	33	31	31	24	24	47	43	25	473
4t	0	0	0	0	2	5	5	6	6	6	6	6	7	7	2	10	0	68
合計	2	0	9	25	42	36	39	43	43	39	37	37	31	31	49	43	25	541

2 完了まで長期間要していることが契約を正しく履行していると言えるのか

(3) 「作業の完了目処を指示しない」、「作業の完了目処を把握できない」ということは、実際の資機材力を正確に把握できていなかったという理解で良いか教えてください。

(市の見解)

作業の完了目処や機力について、シーズン前は事業者から提出される作業計画書や使用重機台

数、車検証などを確認することで機力を把握しており、シーズン中は、事業者から提出される残路線図等で作業完了目処を把握しています。

今冬は1月中旬までの降雪に対しては、市からの出動指令に対して概ね1日から5日で作業が一巡しておりますが、1月下旬以降のような短期集中による降雪時は、機力や道路交通への影響を踏まえ、優先順位を付けながら順次作業を進めておりました。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

(1)「平年並みの降雪」とはどのくらいか具体的な数字を教えてください。

(市の見解)

平年並みの降雪とは、青森地方気象台が公表する過去30年の平年値(567cm)となります。

(※1月20日から2月3日までの15日間における降雪量の平年値は90cm、令和7年度は約3倍となる261cmを記録しました。)

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

(2)令和6年度も豪雪だったが、「令和6年度並みの豪雪(降雪)」は想定していなかったという理解で良いか教えてください。

(市の見解)

本市では、令和6年度の豪雪災害を踏まえ、雪対策の課題と今後の方向性を整理するため、青森市豪雪災害白書の作成や青森市除排雪検討会議を開催しており、除排雪本部体制の見直しや二段階除雪の実施など豪雪への対応を行ってきました。

令和7年度は、短期集中による記録的な降雪が発生するとともに、国・県・市の排雪時期が重なるなど、令和6年度を上回る対応が必要となりました。

本市としては、今冬のような豪雪への体制の見直しが必要であると考えています。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

(3)事業者から提出される作業計画(機力や作業体制)を「適正」と判断しているとのことなので、「平年並みの降雪」であった場合、各工区の作業完了目安(日数)を教えてください。

(市の見解)

工区の規模、事業者が保有する機力等で異なりますが、事業者からの作業計画書では、平年並みの降雪に対して概ね1日から4日程度が作業完了予定日数として提出されています。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

(4) 4/21の完了検査の際、「他工区と資機材が重複しているケース」や「他路線の下請け作業に入り、本来の工区に着手できていないケース」等を確認しているが、これも「平年並みの降雪」であれば「適正」な資機材力、作業体制の範疇という理解で良いか教えてください。

(市の見解)

今冬においては、平年並みのみならず一昨年度並みの豪雪にも対応できる体制としており、1月中旬までの降雪に対し、事業者から提出された作業計画書のとおり、概ね1日から5日で作業が一巡しています。

3 資機材(業務履行能力)を有していない業者と契約していたのではないか

(5) シーズン前に資機材が複数工区で重複しているという事実を把握していたのかを教えてください。

(市の見解)

シーズン前に事業者が提出する使用ダンプ届において、一部重複したダンプトラックがあったことは把握しています。

<p>4 「不可」業者へ支払いする根拠</p>
<p>(1) シーズン契約書の通り、「不可」業者に増額変更しないことは当然として、「不可」業者、つまり契約書に基づく「成果」を出せなかった業者に対して当初契約額を「満額」支払うことの根拠または是非を聞いていますので、教えてください。</p>
<p>(市の見解)</p> <p>4月30日の検証項目4で回答しておりますが、評価結果が50点以下の不可となった事業者については、作業委託契約書に基づき、シーズン契約においては、シーズン終了時まで作業を遂行しても、当初契約からシーズン終了時の累計降雪量による増額変更は行っておりません。</p> <p>評価については、除排雪業務評価要領において、業務に手直しが生じた場合、手直し前の状態を対象として行うとしており、改善が必要な場合は、市が手直しについて指導し、最終的に作業を完了することとしています。</p> <p>なお、除排雪業務評価制度は、除排雪作業水準の向上と作業の均一性を図るほか、受託者の適正な選定と指導育成など、業務実施能力の向上に資することを目的として実施しているものであり、委託料の変更には影響するものの、評価の結果によって契約を解除しようとするものではありません。</p>

<p>4 「不可」業者へ支払いする根拠</p>
<p>(2) 「不可」とする評価基準の中に「作業状況」や「仕上がり状況」等もあるはずだが、そこに問題があるから「不可」となったのではないか。除排雪における唯一の成果とも言える「仕上がり状況」に問題があったにも関わらず、満額支払うことを問題無しとする理由を教えてください。</p>
<p>(市の見解)</p> <p>4(1)と同じ。</p>